

令和2年度（2020年度）

認定こども園

保育園

入園のご案内



豊橋市

幼稚園・保育園・認定こども園について



幼稚園・保育園・認定こども園は、施設の特徴や入園できる児童の年齢や条件が異なります。

保育園や認定こども園（保育部分）を利用するには、家庭で保育ができない理由が必要となります。

施設	施設の特徴	対象年齢（4月1日現在）
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校	3歳～5歳
保育園	家庭で保育のできない保護者に代わって保育する児童福祉施設	0歳～5歳
認定こども園	幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設	3歳～5歳（教育部分） 0歳～5歳（保育部分）

入園の手続き

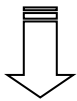


▶4月1日入園

申込み



聞き取り



選考



入園決定

「教育・保育給付認定申請書」・「保育所入所申込書（※認定こども園は園の指定するもの）」を各園で配布します。（9月2日（月）より）

第1希望の園に取りに行き、必要書類を添えて、その園に申込み期間中に提出してください。（申込み期間10月1日（火）～8日（火））

希望理由、お子さんの健康状態などをお伺いするため、各園にて聞き取りを行います。各園の指示に従ってください。

申込みで入園希望者が定員を大きく上回った場合に、抽選により入園を決定することがあります。（2月上旬頃）その場合、求職活動等の保育の必要性が低い方は抽選の対象とならずに、4月からの入園ができない場合があります。

保育が必要な状況が確認できた場合、正式決定となります。

市から保護者あてに次の書類を交付します。

◎教育・保育給付認定決定通知書（3月上旬頃）

◎保育所入所承諾書（保育園入園の場合のみ）（3月上旬頃）

◎保育料決定通知書（4月上旬頃）

※保育料決定通知書はご自宅へ郵送します。その他の書類は園を通じてお渡します。

※認定こども園の教育部分を利用する場合や、幼稚園の入園手続きについては、各園にお問合せください。

▶年度途中入園

令和2年5月以降の入園の申込みについては、随時希望する園にお問合せください。

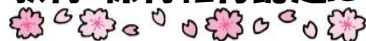
年度途中の入園は、原則として月の初日からとなります。入園希望月の前月20日までに、「教育・保育給付認定申請書」・「保育所入所申込書（※認定こども園は園の指定するもの）」及び必要書類を園に提出してください。

▶緊急に入園が必要な場合

保育課にご相談ください。



教育・保育給付認定について



認定こども園・保育園・幼稚園*を利用するには、教育・保育の必要性に応じた教育・保育給付認定を受ける必要があります。教育・保育給付認定を受けた方には、「教育・保育給付認定決定通知書」を発行します。

▶認定区分

認定区分	年齢	保育の必要な事由	教育・保育時間	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	事由は不要	教育標準時間	認定こども園 幼稚園*
2号認定	満3歳以上	事由が必要	保育標準時間	認定こども園
3号認定	満3歳未満		保育短時間	保育園

*新制度の幼稚園は、1号認定が必要です。(該当園は12ページの園一覧を参照。)

▶保育の必要な事由と認定期間

2号認定又は3号認定を受けるには、以下の保育の必要な事由が認められる必要があります。また、必要な事由によって認定期間が異なります。

事由	条件	認定期間
就労	自宅内外で1月64時間以上の労働をしている (目安: 1日4時間以上かつ週4日以上)	入園承諾開始日から小学校就学前日まで
妊娠・出産	母親が妊娠中又は出産前後である場合	出産予定日の前2か月、産後8週間経過後の月末まで
保護者の疾病・障がい	保護者が疾病又は心身に障がいがあり、常に保育できない場合	入園承諾開始日から医師の作成した診断書等に記載されている期間
同居親族等の介護・看護	疾病又は心身に障がいがある同居又は長期入院している親族を常時介護・看護している場合	
災害復旧	災害(火災、風水害、震災等)の復旧にあたっている場合	入園承諾開始日から左の状態が継続すると見込まれる期間
求職活動	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的にしている場合	入園承諾開始日から90日(3か月間)
就学	学校教育法に基づく大学、専修学校、各種学校等に就学している又は職業訓練校などによる職業訓練を受けている(目安: 1月64時間以上)	入園承諾開始日から在学証明書等に記載されている期間
保護者の育児休業	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合	育児休業期間

※その他の理由で保育を希望する場合は、保育課に相談してください。

ただし、「下の子に手がかかるため」、「来年小学校へ就学するため」、「集団生活に慣れさせるため」、「社会生活を身につけるため」、「友達がいないため」というような理由のみでは2号認定及び3号認定を受けることはできません。

▶保育必要量に応じた区分

2号認定又は3号認定を受ける方は、保育の必要量によって保育時間が以下のとおり区分されます。

保育必要量	就労時間条件	保育時間
保育標準時間(長時間保育)	1月120時間以上	1日11時間以内の利用
保育短時間(通常保育)	1月64時間以上～120時間未満	1日8時間以内の利用

※保育の必要な事由が「求職活動」、「育児休業」の場合は保育短時間認定のみとなります。

※就労時間が120時間に満たない場合でも、就労時間等の都合により保育標準時間認定が可能な場合があります。

入園申込みに必要なもの



認定こども園、保育園への入園を希望する方は、下記の書類をそろえて園へ提出してください。

必要書類がすべてそろっていない場合は受付できません。

▶ 1. 全ての方が提出する書類（1号認定～3号認定共通） 様式は各園で配付しています。

- （1）教育・保育給付認定申請書（児童1人につき1枚）
- （2）保育所入所申込書（認定こども園は園の指定するもの）（児童1人につき1枚）

▶ 2. 2号認定・3号認定を受ける方が提出する書類 ①～⑦の様式は各園又は保育課で配付しています。

- （1）健康保険証の写し 父母及び児童（本人）、児童の兄弟姉妹（全員）、同居の祖父母（同一敷地内・隣家含む）
- （2）家庭で保育できないことの証明書等 保護者（父母等）のものを提出

事 由	提 出 書 類
就 労	① 「就労・給与証明書」（様式1号）→勤務先で証明の上、提出 ② 「家業（農業）従事調」（様式2号） ③ 「下請（内職）提供証明書」（様式3号）→提供先で証明の上、提出 ④ 「家業（自営業）従事調」（様式4号） ①～④ は1枚の用紙にまとまっています。 なお、健康保険証で就労確認ができる方は、提出の必要はありません。
妊娠・出産	母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日が確認できるページ） ※新規入園で、児童が3歳未満児の場合、その後他の事由がなければ継続利用はできません。
疾病・障がい	診断書又は身体障害者手帳・療育手帳の写し
介護・看護	病人の診断書又は身体障害者手帳等の写し
求職活動	⑤ 求職活動申立書（様式5号）
就 学	学生証又は在学証明書
その他	⑥ 申立書（様式8号） 育児休業期間の分かる書類（勤務先で育児休業制度を利用している場合） ※下の子の育児に専念しているが、令和2年度中に就労を開始する方が対象です。 ※入園児童が3歳以上児の場合に限ります。

- （3）育児休業復帰証明書**⑦**（様式6号）

育児休業から復帰する方は、勤務先で証明の上、提出をしてください。

▶ 3. 該当する方が提出する書類 ⑧～⑩の様式は各園又は保育課で配付しています。

- （1）多子世帯届**⑧**

令和2年4月以降、18歳未満の児童が2人以上いる世帯において、0～2歳児クラスに第2子目以降の児童が入園する場合は、提出してください。（同一世帯同時入園の2人目以降の場合は不要です。）

- （2）幼稚園等在籍状況申立書**⑨**

ご兄弟が令和2年4月以降、幼稚園又は障害児通所支援を利用している場合は、提出してください。（入園児童の下の子が障害児通所支援を利用している場合も必要です。）

また、障害児通所支援を利用している場合は、在籍を証明する書類を新年度になってから必ず提出してください。

(3) 副食費に関する補助を受けるための申請書及び委任状（第3子以降用）◎

令和2年4月以降、18歳未満の児童が3人以上いる世帯における第3子目以降の児童で、3歳児以上（年少クラス以上、1号認定は満3歳児以上）の児童が入園する場合は、提出してください。（同一世帯同時入園の3人目の場合は不要です。）

(4) 在留カードの写し（両面）

父母及び児童（本人）、兄弟姉妹（全員）、同居の祖父母（同一敷地内、隣家含む）

(5) 税額・収入の確認できる書類

保護者が平成31年1月2日以降に豊橋市に転入又は市外に在住している場合、令和元年度（平成31年度）市町村民税納税通知書、特別徴収税額通知書又は市町村民税課税証明書の提出が必要です。また、平成31年1月1日現在、海外に居住されていた方は、平成30年中の収入が分かるものがが必要です。令和元年度（平成31年度）の市町村民税課税証明書（各種控除額の記載のあるもの）については1月1日現在に住民登録されていた市町村から取り寄せてください。

なお、令和2年9月分以降の保育料及び副食費の減免を決定するため、令和2年1月2日以降に豊橋市に転入又は市外に在住している方は、令和2年度の税証明等を令和2年6月以降に園へ提出していただく場合があります。

保育料について



子ども・子育て支援法の規定により、2、3号認定の0～2歳児クラスの児童については教育・保育にかかる経費の一部を保育料として各家庭で負担していただきます。令和元年10月1日以降、3歳以上児（年少クラス以上、1号認定は満3歳以上の児童）の保育料は無料です。

▶保育料の決定

- (1) 保育料は、保護者（父・母）又は祖父母の市町村民税の額及び児童の年齢に応じて決定します。保育料は申告されている税額により算定されており、各家庭で異なります。
- (2) 令和2年度4～8月分の保育料については、令和元年度（平成31年度）市町村民税の額から、9月以降の保育料については、令和2年度市町村民税の額から決定し、保育課から通知します。
- (3) 前年所得のなかった方も市町村民税の申告が必要です。市役所市民税課（西館2階）で申告してください。
- (4) 保育料は、各月の初日が在籍の基準日となりますので、登園日数にかかわらず1か月分の保育料を納入していただきます。
- (5) 保育料は、税金の額により算定されるため、税申告に誤りがないか確認をしてください。年度途中で税申告の修正があった場合は保育課へ連絡してください。事実の分かった月の翌月分から保育料が変更となります。

▶保育料の納入について

- (1) 保育料は毎月末日（12月は28日、金融機関が休業日の場合は翌営業日）に口座振替により納入していただきます。やむを得ず現金にて納入される方には、毎月20日頃納入通知書を郵送しますので、当月末日までに金融機関、コンビニエンスストアなどにて納入してください。
- (2) 私立認定こども園の場合は、保育料を各園で徴収しますので、支払方法については、各園にお問合せください。
- (3) 保育料を滞納すると退園していただく場合があります。

▶その他

保育料とは別に、3歳以上児（年少クラス以上、1号認定は満3歳以上の児童）については給食費（主食（パン等）費及び副食（おかず、おやつ等）費）が必要です。3歳未満児は給食費が保育料に含まれています。また、園ごとに教材費実費等が必要となります。それぞれの金額は園により異なりますので、詳細は各園へお問合せください。



▶認定こども園・保育園の運営費について

国基準に対する豊橋市の費用負担割合（令和元年度当初予算）

国 (最低基準)	保護者	市	県	国	保育に要する 国基準の経費 計87億円
	23.5億	19.3億	15.7億	28.5億	
豊橋市	保護者	市	県	国	市(保育充実費用) 32.9億
	12.7億	10.8億	19.3億	15.7億	

豊橋市の保育に
要する実際の経費
計119.9億円

保護者の負担分は国の基準より大幅に軽減されています。

保護者負担の軽減額は約10.8億円（児童1人あたり平均年額113,000円）であり、その他の費用を含め豊橋市が約63億円（児童1人あたり平均年額659,000円）を負担しています。

▶保育料の軽減

（１）第2子目以降

18歳未満の児童が2人以上いる世帯における第2子目の児童の保育料は各階層の半額（保育料表徴収額表の（ ）内の額）になります。また、第3子目以降である児童の保育料は無料です。

（２）ひとり親世帯等

市町村民税所得割課税額 77,101 円未満（5階層の一部まで）の世帯のうち、「母子世帯」、「父子世帯」又は「在宅障害児（者）のいる世帯」の保育料は、各階層の世帯区分「ひとり親世帯等」の金額、カウントする子の年齢に関係なく、第2子目以降は無料となります。

また、非婚のひとり親家庭に対し、申請に基づいて寡婦（夫）控除をみなし適用します。

（３）低所得世帯

市町村民税所得割課税額 57,700 円未満（4階層の一部まで）の世帯の保育料は、カウントする子の年齢に関係なく、世帯の第2子目は各階層の額の半額、第3子目以降は無料となります。

ただし、カウントする子は保護者と生計が同一の場合に限ります。

▶副食費の軽減

（１）同一世帯同時入園

同一世帯から他の認定こども園、保育園、幼稚園等を利用している児童を含め、3人以上入園している場合、3人目以降の副食費は無料です。（教育認定の児童については、小学校第3学年までの兄弟がいる場合、その児童もカウントします。）

（２）第3子以降

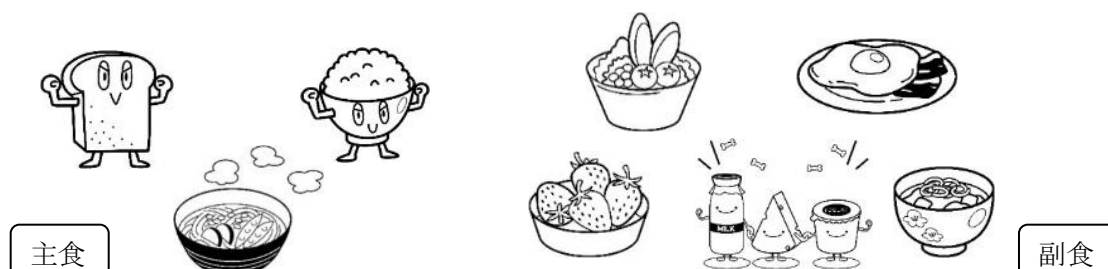
18歳未満の児童が3人以上いる世帯における第3子以降の児童の副食費について、市が補助します。

（３）ひとり親世帯等

市町村民税所得割課税額 77,101 円未満（5階層の一部まで）の世帯のうち、「母子世帯」、「父子世帯」又は「在宅障害児（者）のいる世帯」の副食費は無料です。

（４）低所得世帯

保育認定における市町村民税所得割課税額 57,700 円未満（4階層の一部まで）および教育認定における市町村民税所得割課税額 77,101 円未満（5階層の一部まで）の世帯の副食費は無料です。



▶保育料徴収額及び副食費負担額表 令和元年度 10月～（案）

階層区分		世帯区分	利用者負担額 (月額・円) 給食費込		利用者負担額(月額・円)			
			3歳未満児 (0～2歳児クラス)		3歳以上児 (年少クラス以上)		満3歳以上児	
			保育認定		保育認定		教育認定	
			標準時間	短時間	保育料	副食費	保育料	副食費
1	生活保護世帯	－	0	0	0	0	0	0
2	市町村民税 所得割非課税世帯	－	0	0				
3	48,600円未満	ひとり親世帯等	4,950	4,500				
		その他の世帯	10,900	10,000				
			(5,450)	(5,000)				
4-1	48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	4,950	4,500				
		その他の世帯	15,700	14,800				
			(7,850)	(7,400)				
4-2	57,700円以上 73,000円未満	ひとり親世帯等	4,950	4,500				
		その他の世帯	15,700	14,800				
			(7,850)	(7,400)				
5-1	73,000円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	4,950	4,500				
		その他の世帯	22,200	20,900				
			(11,100)	(10,450)				
5-2	77,101円以上 116,000円未満	－	22,200	20,900				
			(11,100)	(10,450)				
6	116,000円以上 163,000円未満	－	30,300	28,600				
			(15,150)	(14,300)				
7	163,000円以上 209,000円未満	－	39,000	36,900				
			(19,500)	(18,450)				
8	209,000円以上 340,000円未満	－	48,000	45,600				
			(24,000)	(22,800)				
9	340,000円以上 397,000円未満	－	53,000	50,400				
			(26,500)	(25,200)				
10	397,000円以上	－	58,000	55,200				
			(29,000)	(27,600)				

※1 副食費の実費金額は施設により異なります。

※2 18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童を3人以上養育している世帯における、第3番目以降である児童。

※3 世帯における小学校就学前の児童であり、かつ認定こども園、幼稚園、保育所等に在籍する児童のうち、第3番目以降である児童。

※4 世帯における小学校第3学年修了前の児童のうち、第3番目以降の児童。

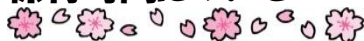
保育料の説明は7ページに続きます。

◎年齢区分はクラス年齢によります。(保育認定の児童は、年度途中で3歳になっても保育料は無料になりません。)

◎市町村民税所得割額は、配当控除、外国税額控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除等を行う前の税額を使用します。

◎階層区分の認定は、父母のみの税額によりますが、父母が市町村民税を課税されていないときは、同一世帯の祖父母の税額による場合があります。

保育時間について



保育時間は、保育必要量の認定などによって異なります。また、保育時間前後を含めた開所時間は、各園により異なりますので、各園にお問合せください。

▶一般保育

クラスを主体とした保育は、午前8時から午後4時(土曜日は午後0時30分)が基本となります。

▶保育短時間(通常保育)

通常保育の時間の利用であり、概ね午後4時30分までにお迎え可能な場合の区分です。午後4時30分を超えると延長保育料がかかります。(園により異なります。)

▶保育標準時間(長時間保育)

長時間保育の利用であり、保護者の勤務時間などの理由で、常態としてお迎えが概ね午後4時30分までには不可能である場合の区分です。(園により異なります。)

▶延長保育

保護者の勤務形態や恒常的な残業などやむを得ない事情のため、さらに保育時間の延長が必要な児童に対して、有料で延長保育を実施しています。

「保育短時間」認定の方は、午後4時30分を超える場合、「保育標準時間」認定の方は、概ね午後6時30分を超える場合に延長保育料がかかります。

延長保育を実施している園は認定こども園・保育園一覧(11ページ)を確認してください。延長保育の時間や取扱いについては、園により異なりますので、各園にお問合せください。

▶入園当初の保育時間

入園当初から長時間保育になりますと、お子さんにとって大きな負担となり、集団生活に慣れにくくなります。お子さんが園に慣れるため、短い保育時間から始めること(ならし保育)がありますのでご了承ください。

▶土曜日の保育

土曜日に、ご両親のどちらかが休日の場合は、極力ご家庭で保育をされるようにお願いします。

▶園児のお迎え

園の利用は、就労時間などにより、実際に保育が必要な時間のみとなります。長時間園で過ごすことはお子さんの負担にもなりますので、お仕事が終わり、お迎え可能な時間となりましたら、速やかにお迎えに来ていただくようお願いします。

▶認定こども園の教育時間

認定こども園(教育部分)の利用時間については、園により異なりますので、各認定こども園にお問合せください。

その他の保育サービスについて



▶預かり保育

教育部分を利用する１号認定の児童について、ご家庭の事情により一時的に教育標準時間内のお迎えが難しい場合に、教育部分の利用時間を超えて保育を行います。

なお、「保育の必要性の認定」を受けた場合は、預かり保育の利用料が無償（上限額有）となります。（満３歳児は市町村民税非課税世帯のみ対象。）ただし、豊橋市の認定こども園では、保育の必要性のある児童のために、すべての園で２号認定の定員を設定していますので、申請前に園に必ずご相談ください。

▶特別支援保育

認定こども園・保育園において、心身に発達の遅れなどがある児童が、様々な個性を持つ子どもたちの中で共に生活することで、児童の福祉向上を図ります。クラス年齢で３歳以上の児童が対象です。

特別支援保育指定園（該当園は１１ページの園一覧を参照）には、対象児童に応じて保育教諭・保育士が配置されています。保育教諭・保育士は療育研修などに参加しており、医療機関や療育機関などとの連携も行われています。なお、指定園以外でも、保育できる場合がありますので、保育課へお問合せください。

▶一時預かり

病気、冠婚葬祭、就労などのため、一時的に家庭での保育が難しくなった場合に、１か月あたり１４日を限度として一時預かりを行います。

○対象児童：市内在住の認定こども園・保育園に入園していない就学前児童

○保育時間：平 日 午前８時～午後４時

土曜日 午前８時～午後０時３０分

○利 用 料：日額 ２，０００円（給食費別）

○利用申込：一時預かり指定保育園へ直接お申し込みください。

○指定保育園：

- ・植田保育園 TEL ２５－２４１１（植田町字池堀田６８－１）
- ・往完保育園 TEL ３２－３２２５（往完町字郷社東３４）
- ・東山保育園 TEL ４１－５３４３（大岩町字境目５－１）
- ・くるみ保育園 TEL ５３－１５２８（松葉町三丁目８－３）
- ・ここにこ一時預かりルームたんぽぽ TEL ５３－１５２８（くるみ保育園で受付）

指定保育園以外の認定こども園・保育園でも一時預かりを利用できる場合がありますので、お近くの園へ直接お問合せください。

▶休日保育

日曜・祝日に保護者が仕事のため、児童を家庭で保育できない場合、保護者に代わって保育します。

○対象児童：次の条件をいずれも満たす児童

- i 市内の認定こども園（１号認定を除く）・保育園に入園している
- ii 平日認定こども園（１号認定を除く）・保育園に通っている基準と同じ理由により、年間をとおして休日においても家庭で保育する保護者がいない
- iii 児童の年齢が１歳から６歳（就学前）まで

○実 施 日：日曜日、祝日等の休日（１２月２９日から１月３日までは除く）

○保育時間：午前８時から午後４時まで（※午前７時４５分から午後６時まででは要相談）

○利 用 料：日額 ２，０００円（昼食等が必要）

○利用方法：利用を希望する休日の属する月の前月１０日までに、休日保育実施園（１１ページ参照）で登録手続きをしてください。

▶病児保育

病氣中又は病氣回復期のため、まだ集団生活ができず、保護者が勤務等の都合により家庭で保育ができない場合に、保護者に代わって保育します。

○対象児童：市内に在住する小学校６年生までの児童

○利用期間：必要な期間（連続する場合は７日以内）

○利用料：日額 ２，０００円（昼食等が必要）

○利用方法：保育課又は下記実施施設で事前登録をしてください。

実施施設により、対象年齢、利用方法、受入可能な病氣などが異なります。詳細は各施設へ直接お問合せください。

○実施施設

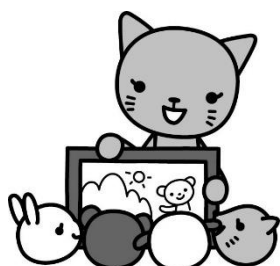
- ・すこやか診療所 TEL 6 9 - 3 7 1 1（朝丘町 1 3 2）
- ・豊橋市民病院 院内保育所あおたけ TEL 3 3 - 6 3 2 8（青竹町八間西 5 0）
- ・こじかこども園 病児保育室 TEL 2 5 - 0 5 2 8（植田町字一本木 1 1 6 - 1 5 1）



▶地域子育て支援センター

子育て中の家庭を総合的に支援するため、保育施設の開放や親子教室、育児相談などを実施して、育児不安の解消や子育てサークルづくりのお手伝いなどを行っています。

施設名	住 所	電話
吉田方子育て支援センター	吉川町 1 2 5 - 2（吉田方保育園内）	3 3 - 1 1 3 5
東山子どもセンター	大岩町字境目 5 - 1（東山保育園内）	4 1 - 5 3 4 4
下条子どもセンター K o k o	下条東町字古城 8 8 - 2（下条保育園内）	8 8 - 5 3 6 6
希望が丘子育て支援センター	大岩町字大穴 1 - 3 0 3	6 5 - 5 6 6 7
こじか子育て支援センターばんび	植田町字一本木 1 1 6 - 1 5 1 （こじかこども園内）	2 5 - 0 5 2 7





よくある質問

学区以外の保育園などに入園
することができますか？

市内の保育園・認定こども園であれば、どこの園でも入園可能です。例えば、家の近くではなく、職場に近い園に入園する方もいます。

食物アレルギーへの対応
はできますか？

食物除去の指示書（診断書）が必要です。除去食の提供にあたっては、各園の状況により、弁当の持参となる場合もあります。詳しくは、園へお問合せください。

祖父母と同居していますが、
保育料の算定の対象と
なりますか？

保護者（父・母）に市町村民税の課税があれば、祖父母は算定の対象となりません。非課税の場合は、祖父母が算定の対象となる場合があります。

公立園と私立園の違いは
ありますか？

保育料は、公立・私立とも同じです。主食費・副食費は各園で異なります。また、保育内容についても地域の特色や園の伝統等により違いはありますが、基本的には同じです。

保育の申込み理由が変わるとき
や保育時間（標準・短時間）を
変更したいときはどうすれば
いいですか？

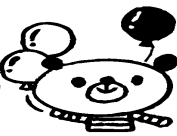
教育・保育給付認定の変更申請をする必要があります。変更する月の前月20日までに申請書に必要書類を添えて、園に提出してください。申請書は各園で配付しています。※保育時間は就労時間など条件を満たしていないと、変更できない場合があります。

2人目を出産した場合、上
の子は退園となりますか？

2人目の妊娠・出産前から、就労で入園している場合は、上の子は継続して入園することが可能です。（就労の場合、下の子が1歳になるまでに、又は、育児休業を取得している場合は育児休業期間終了後に復帰をすることが必要です。）



認定こども園・保育園一覧



令和2年度の認定こども園・保育園一覧（予定）です。園名、定員、保育サービス等は平成31年4月1日現在のものです。

【認定こども園（民間）】 18園

	園名	定員	小学校区	所在地	電話
◎ △	むかい山こども園	115	新川	向山町字庚申下1-1	53・5381
△	正林寺保育園	205	松山	南松山町104	55・5101
◎ △	岩田こども園	385	岩田	中岩田一丁目14-23	61・2753
◆△	円通寺保育園	185	高師	上野町字上原101-1	45・5256
◎ △	高師東こども園	225	幸	西幸町字古並51-6	45・6715
◎ △	緑が丘こども園	190	細谷	細谷町字荒神松9	21・1120
◎◆△	明照保育園	285	牟呂	牟呂中村町6-1	31・1419
◎ △	おおさきこども園	125	大崎	大崎町字平地23	25・0918
◎ △	三宝こども園	225	下地	下地町三丁目3-1	55・1990
◆△	老津保育園	175	老津	老津町字宮脇8-1	23・1329
◆△	大村こども園	135	大村	大村町字松ノ木田2-2	53・1013
△	豊橋才能教育こども園	360	鷹丘	東小鷹野一丁目15-8	61・8963
△	希望が丘こども園	330	二川南	大岩町字大穴117-3	41・2392
◎ △	二川幼稚園	260	二川	大岩町字東郷内12-1	41・0001
△	牛川育英幼稚園	245	牛川	牛川町字浪ノ上10	54・7967
△	恵日こども園	150	東田	東田町字西郷114-2	52・7387
△	希望が丘第二こども園	105	八町	旭町164	52・2093
△	豊橋旭幼稚園	105	松山	向山町字七面89-2	53・7765

【認定こども園（公立）】 1園

	園名	定員	小学校区	所在地	電話
◎◆☆△	こじかこども園	165	植田	植田町字一本木116-151	25・3165

【令和2年度認定こども園移行予定園（民間）】 3園

	園名	定員	小学校区	所在地	電話
◎ △	昭和保育園	200	東田	東田町字西脇102-3	55・3805
◎ △	東部保育園	215	多米	多米町字大門2-1	61・1410
△	悟真寺幼稚園	200	松葉	関屋町213	55・0623

【保育園（民間）】 37園

	園名	定員	小学校区	所在地	電話
◎ △	ひまわり	180	旭	東新町253	52・3357
◎ △	塩満	200	福岡	小池町字西海戸54	45・6161
△	玉川	90	玉川	石巻本町字日南坂7-3	88・0526
△	天伯	140	天伯	天伯町字豊受1-12	46・7415
△	東観音寺	70	小沢	小松原町字坪尻14-2	21・2562
△	長栄	140	磯辺	一色町字天猿15-1	46・7760
◎◆	下条	60	下条	下条東町字古城88-2	88・5335

●保育のあらし

- ・保育時間（通常保育）
月～金 午前8時～午後4時
土 午前8時～午後0時30分
- ・受入年齢
おおむね生後6か月から

※ 保育時間・受入年齢は認定こども園や保育園により異なりますので、各施設へ直接お問合せください。

* 乳幼児電話相談

子育ての悩み、不安などの電話相談を、すべての認定こども園、保育園、吉田方子育て支援センター（電話33・1135）、東山子どもセンター（電話41・5344）、下条子どもセンターKoko（電話88・5366）、希望が丘子育て支援センター（電話65・5667）、こじか子育て支援センターばんび（電話25・0527）でお受けします。

●各認定こども園、保育園では次のような保育サービスを行っています。

◎ 延長保育

入園児を平日、おおむね午後7時まで保育します。（利用料 日額：150円）
公立保育園については、土曜日午後6時まで保育します。
※ 各施設によって利用料が異なる場合がありますので、直接お問い合わせください。

□ 一時預かり

病気、冠婚葬祭、就労などで、一時的に保育出来ない時にお預かりします。
（利用料 日額：2,000円）
※ 上記以外の認定こども園や保育園においても利用できる場合があります。
お近くの施設にお問合せください。

◆ 特別支援保育（旧障害児保育より名称変更）

心身に障害のある児童を保育します。

☆ 休日保育

認定こども園（1号認定を除く）、保育園に在園している一歳以上の児童を
日曜・祝日に、保護者が仕事のため、家庭で保育できない時にお預かりします。
（利用料 日額：2,000円）

△ 子育て支援活動

在宅の児童を対象に園庭開放・在園児との交流事業等を実施しています。

令和2年度予定

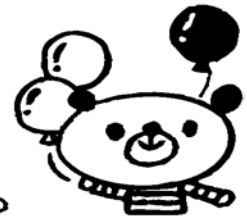
	園名	定員	小学校区	所在地	電話
◎ ◆ △	野依	230	野依	野依町字八幡2-19	25・2653
◆ △	豊南	150	豊南	東赤沢町字西横根135	21・2227
◆ △	高塚	120	高根	高塚町字笹原6	21・2136
◎ ◆ △	あしはら	250	芦原	西高師町字白山1-1	46・5337
◎ ◆ △	二川東	190	二川	二川町字東町163-41	41・1110
◆ △	谷川	130	谷川	中原町字東荒神34-1	41・1114
◎ ◆ △	春日	185	豊	春日町二丁目28	61・5628
◎ ◆ □	東山	180	飯村	大岩町字境目5-1	41・5343
◎ ◆	羽田	170	花田	花田町字百北71-4	31・2294
◆ △	福岡	270	栄	町畑町字森田48	45・2217
◆ △	牛川	160	牛川	牛川町字中郷2-10	52・5470
◎	花ヶ崎	180	羽根井	羽根井本町10	31・5671
◆ △	前芝	150	前芝	前芝町字西堤25	31・0703
◎ ◆ △	こまどり	220	幸	牧野町字北原25-2	46・9120
◆	柱	230	福岡	柱七番町163-3	46・8927
◆ △	ひばり	150	岩田	東岩田二丁目14-6	63・1484
◆ △	三郷	200	牟呂	神野新田町字ソノ割23	31・3525
◆	松葉	110	松葉	北島町字北島88	52・7006
△	飽海	50	八町	飽海町80	55・5813
□ ◆	往完	190	羽根井	往完町字郷社東34	32・3225
△	石巻	180	石巻	石巻町字奥屋敷10	88・0159
◆ △	みどり	80	西郷	石巻平野町字中野田103-1	88・0453
◆ △	嵩山	60	嵩山	嵩山町字宮下78	88・1014
△	賞茂	60	賞茂	賞茂町字宗末1-4	88・3918
◎	吉田方	290	吉田方	吉川町125-2	31・7759
◎ ◆	吉田方西	240	吉田方	小向町字西小向5	32・2927
◎ ◆ △	磯辺	190	磯辺	駒形町字丸山24	45・3298
□ ◆ △	植田	160	植田	植田町字池堀田68-1	25・2411
◆ △	杉山	150	杉山	杉山町字御園1-4	23・0140
◎ ◆ △	岩西	220	岩西	高師町字北原1-104	62・0111

【保育園（公立）】 4園 ※新吉保育園は、0～2歳児のみ保育します。

	園名	定員	小学校区	所在地	電話
◎◆△	津田	120	津田	横須賀町林8-1	31・3623
◎ △	新吉	80	新川	新吉町1-2	52・2711
◎◆△	牛川東	170	鷹丘	牛川町字栗小路31-6	61・4693
◎□◆☆△	くるみ	140	松葉	松葉町三丁目8-3	53・1528



とよはしの幼稚園



※定員は平成31年4月1日のものです。

令和2年度予定

園 名	定 員	小 学 校 区	所 在 地	電 話
曙	160	高 師	曙町字松並28	45・6512
大 清 水	209	大 清 水	南大清水町字元町66-2	25・1895
こ ば と	310	幸	牧野町125-1	46・3030
仔 羊	245	多 米	岩田町字影岩7-4	61・6975
寿 泉 寺	200	向 山	瓦町字通裏28-5	62・3580
寿泉寺いすみ	280	汐 田	牟呂町字百間60	48・3588
寿泉寺みゆき	310	岩 西	東幸町字東明128	62・7811
た か く ら	209	福 岡	鍵田町117	54・7715
高 師 台	209	高 師	浜道町字管石24	46・6277
高 洲 若 葉	209	吉 田 方	高州町字小島18-1	31・8008
豊 岡	420	岩 田	東岩田四丁目1-2	62・6100
豊 橋 中 央	200	新 川	新吉町6	52・7805
豊 橋 若 葉	200	牟 呂	牟呂外神町3-2	31・8082
に じ の 森	279	飯 村	飯村北一丁目11-6	62・4514
花 園	200	松 山	花園町6-1	54・7611
富 士 見	255	富 士 見	富士見台一丁目14-1	23・1900
富 士 見 台	140	富 士 見	富士見台六丁目6-1	25・6991
不 動 院	335	向 山	瓦町通一丁目31-1	52・2611
む さ し の	160	石 巻	石巻町字間場83-23	88・0531
ゆ め の 子 ※	400	多 米	岩崎町字山神1-11	61・8864
計 20園				

- ・ 幼稚園では、学校教育法に基づき、就学前教育をしています。
- ・ 募集要項など詳しくは各園にお問合わせください。

※ 令和2年度に新制度移行予定の幼稚園です。

注意事項



- ①入園月の初日に豊橋市内に住民票がない方は教育・保育給付認定ができません。
- ②各園の定員を超えて申込みがあった場合、希望どおりの入園ができないことがあります。
- ③保育料及び副食費の減免対象者を決定するため、まだ税の申告をされていない方は、税の申告をしてください。また、課税内容を修正した場合には、速やかに市役所保育課へ連絡をしてください。
※申告の内容が確認できない場合、保育料が最高額となり、副食費の減免対象にもなりません。
※保育料の変更や副食費の減免対象月の決定は、事実の分かった月の翌月分からの対応になります。
- ④申込み後、仕事・住所・家族構成又は健康保険証などに変更がある場合は、速やかに市役所保育課へ連絡をしてください。（例：単身赴任、婚姻、離婚、祖父母・兄弟同居など）
※保育料の変更や副食費の減免対象月の決定は、事実の分かった月の翌月分からの対応になります。
- ⑤入園後、家庭で保育が可能となった場合は、教育・保育給付認定を取消し、退園となります。ただし、認定こども園（3歳以上児）については、教育・保育給付認定を変更し、継続して利用できる場合があります。
- ⑥虚偽の申請をした場合は、教育・保育給付認定を取消し、保育園等の利用はできなくなります。
- ⑦幼稚園の入園手続き、保育料などは各幼稚園にお問合せください。

マイナンバー制度に伴う個人番号の提供について



認定こども園・保育園・幼稚園の申込みで教育・保育給付認定申請をする際には、保護者（父母）、申込みに係る児童、兄弟姉妹、同居の祖父母の個人番号を提供していただく必要があります。なお、申込み受付時に個人番号確認及び本人確認をしますので、下記の書類をご用意ください。

（１）個人番号確認書類

個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写しなど

※個人番号カードを確認書類とされた場合、（２）の書類の用意は不要です。

（２）本人確認書類

①写真付身分証明書・・・運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など

②写真無身分証明書・・・健康保険証・年金手帳など、税金や公共料金の領収書など、戸籍・住民票の写しなど、源泉徴収票

※①の書類の場合は１点、②の書類の場合は２点ご用意いただく必要があります。

（１）（２）の確認書類は申請保護者のもののみに結構です。

提供された個人番号は、認定こども園・保育園利用に係る教育・保育給付認定及び利用申込に関する事務にのみ利用します。また、個人番号の取扱いについては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき適正に取扱います。

支給認定証の交付について



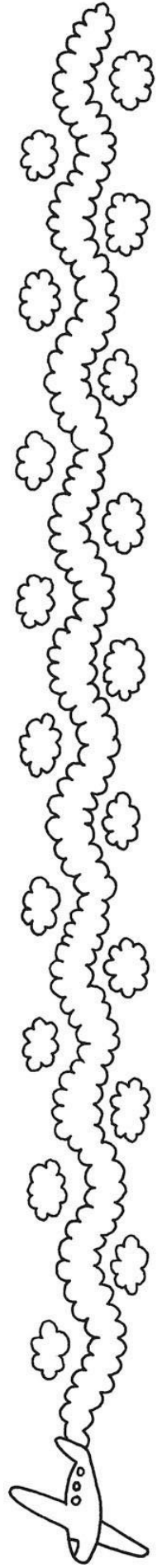
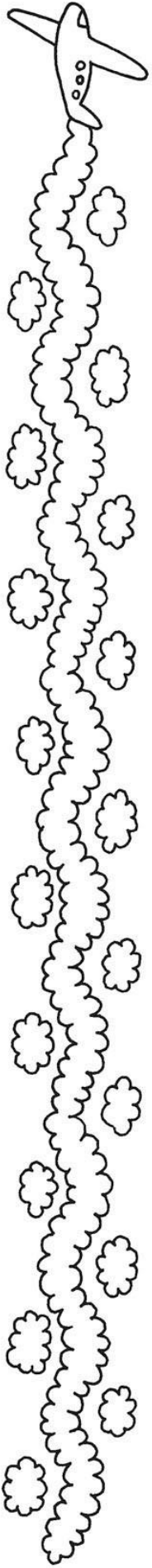
教育・保育給付認定申請をされた方には、教育・保育給付認定区分、利用時間（保育標準時間・短時間）などを「教育・保育給付認定決定通知書」にて通知します。この「教育・保育給付認定決定通知書」については、ご家庭で大切に保管をしてください。

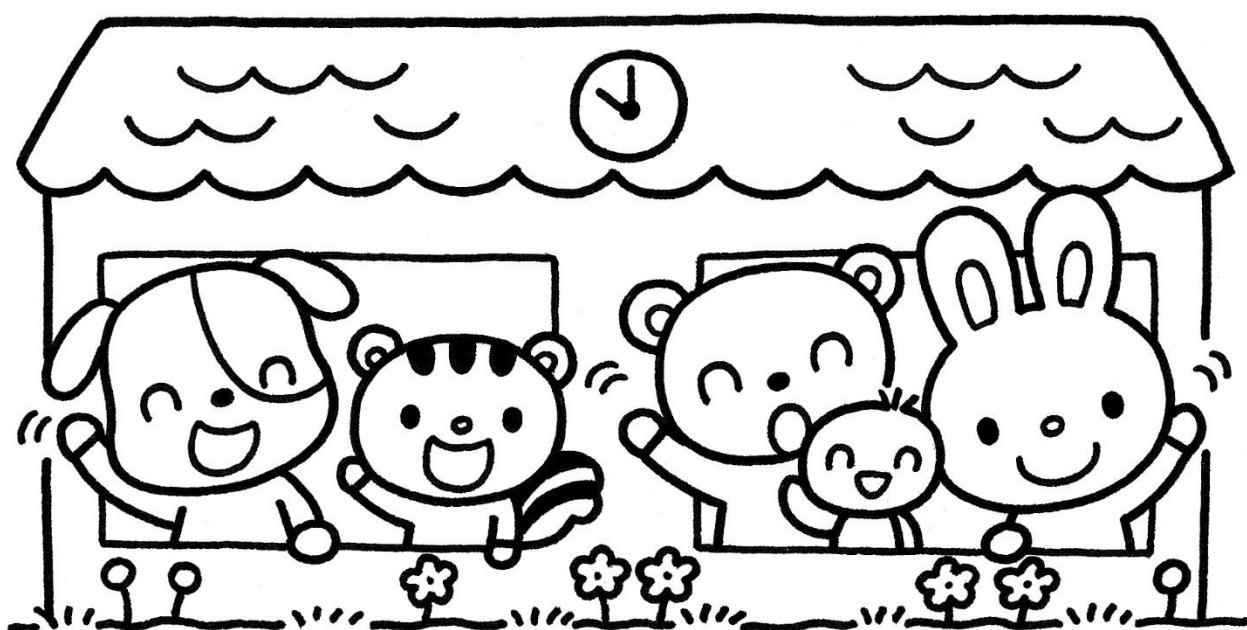
また、「教育・保育給付認定決定通知書」と同様の事項が記載され、認定資格を証する「支給認定証」の交付を希望する方については、別途交付申請が必要となりますので、市役所保育課までお問合せください。

※「支給認定証」の交付がなくても、認定こども園・保育園の利用は可能です。



MEMO





お問合せ：豊橋市こども未来部保育課（東館2F）

TEL 0532-51-2322

FAX 0532-56-5133